

重 要

令和5年6月

農業集落排水処理施設利用者 各位

一宮町長 馬淵 昌也

( 公 印 省 略 )

### 農業集落排水使用料金のお支払いについて

日頃より、農業集落排水事業に、多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、農業集落排水事業の使用料につきましては、令和5年3月にお知らせしたとおり、農業集落排水事業の健全化を図るため、4月1日からの使用料金が引き上げとなっております。つきましては、使用料金が改定となった納入通知書を同封させていただきましたので各納付期限までに納付いただけますようお願いいたします。

また、令和5年10月1日より、農業集落排水使用料の取扱いにつきまして、施設を利用される皆様の利便性と事業効率の向上を図るため、株式会社東計電算に委託し、2ヶ月ごとに水道料金と合わせて徴収させていただきます。詳しくは別紙 Q&Aをご覧ください。

利用者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 《問い合わせ先》

担当課 一宮町産業観光課 農業振興係  
電 話 0475-42-1428

(裏面もご確認ください)

## 使用料改定内容 (1ヶ月/税込)

(単位：円)

一般家庭		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,750	3,300
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440
使用人数	(円/人)	550	660	110
事業所		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,365	2,838
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440
汚水料当たり	(円/m <sup>3</sup> )	165	198	33
事業所併用住宅		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,365	2,838
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440
汚水料当たり	(円/m <sup>3</sup> )	165	198	33

  

町営住宅		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,200	2,640
基本料金	(円/世帯)	1,760	2,112	352
使用人数	(円/人)	440	528	88
別荘		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,200	2,640
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440

## 一般家庭使用料支払額の例

(単位：円)

世帯人数	改定前支払額	改定後支払額 (1ヶ月分)	改定後支払額 (2ヶ月分)
0人	2,200	2,640	5,280
1人	2,750	3,300	6,600
2人	3,300	3,960	7,920
3人	3,850	4,620	9,240
4人	4,400	5,280	10,560
5人	4,950	5,940	11,880
6人	5,500	6,600	13,200
7人	6,050	7,260	14,520
8人	6,600	7,920	15,840